

## 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出に関するQ&amp;A

平成30年9月

**Q 1 個人情報などの表記が気になるのですが。**

A 1 個人氏名および生年月日

→ 一部マスキングなどをしていただいてもかまいません。

(例) 中新川 太郎 ⇒ 中●● 太●

(例) 昭和10年10月10日 ⇒ 昭和10年●月●日

被保険者番号、事業所番号、事業所名など

→ マスキングなどは行わないでください。

**Q 2 居宅サービス計画書（第2表）が複数ページにわたる場合は、訪問介護（生活援助中心型）について記載があるページだけでよいのですか。**

A 2 すべての提出をお願いいたします。

**Q 3 居宅介護支援経過（第5表）は、どの範囲を提出すればよいですか。**

A 3 提出する居宅サービス計画について、生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由、検討過程などが記載された部分を提出してください。

**Q 4 届出で期限（作成または変更した翌月末日）を過ぎてしまった場合、サービス利用票（第6表）には実績を入れる必要がありますか。**

A 4 実績の記載は不要です。なお、実績が基準回数を下回った場合でも届出が必要です。

**Q 5 国のQ&A問134では、居宅サービス計画書のみ提出することとされていますが、訪問介護計画書の提出は必要ですか。**

A 5 生活援助中心型で位置づけられた訪問介護サービスの具体的な内容を示す資料として提出していただきます。

**Q 6 介護認定審査会が遅れている場合はどうしたらよいですか。**

A 6 認定結果が確定してから届出してください。

**Q 7 普通郵便での郵送でもよいですか。**

A 7 普通郵便でも可とします。個人情報が流出することがない対策を講じてください。記録が残る方法での郵送も受け付けます。

**Q 8 郵送による届け出の際、書類が受理されたことの確認をしたいのですが。**

A 8 82円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。届出書に受理印を押し返信します。